

三鷹市指定収集袋及び粗大ごみ処理券取扱店 募集要項

市長が指定する三鷹市指定収集袋及び粗大ごみ処理券（以下「指定袋等」という。）の取扱店として認定するにあたり、以下のとおり、必要な事項を定める。

1 認定対象

- (1) 生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に売ることを業とする小売店

例 スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、個人商店等

- (2) 上記に掲げるもののほか、市長が認めた団体

2 指定袋等取扱店の申込資格

指定袋等取扱店（以下「取扱店」という。）は下記に掲げる(1)～(7)のすべての条件を備えていること。

- (1) 三鷹市(以下「市」という。)内及び隣接する区市に、市民に直接物品を販売する店舗等を有していること。また、店舗については、常時、市民が購入できる状態であること。ただし、自治会・福祉団体・NPO法人等は店舗の形態は問わない。
- (2) 市内に住所を有する店舗については、家庭系ごみ指定収集袋、事業系ごみ指定収集袋、粗大ごみ処理券の全種類を取り扱うことができること。
- (3) 会計事務等、市の事務手続きを適切かつ確実に遂行することができること。
- (4) 公金及び指定袋等の適正な管理をすることができること。
- (5) 公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の業務実績を有すること。
- (6) 市職員による立入調査や在庫調査に常に対応できること。
- (7) 市税を完納していること。
- (8) 市のごみ減量・資源化推進施策事業に協力できること。
- (9) 第1項(2)に該当する団体については、市長が別に定めることとする。

3 取り扱う指定袋等の種類及び徴収する手数料等

取扱品目			処理手数料	販売単位	販売額	発注単位
家庭系 廃棄物	可燃物、不 燃物用	ミニ袋 (50)	9 円／枚	1 組 (10 枚／組)	90 円／組	1 箱 (30 組／箱)
		S 袋 (100)	18 円／枚		180 円／組	
		M 袋 (200)	37 円／枚		370 円／組	
		L 袋 (400)	75 円／枚		750 円／組	
事業系一 般廃棄物	可燃物、不 燃物用	小袋 (22.50)	130 円／枚	1 組 (10 枚／組)	1,300 円／組	5 セットずつ
		大袋 (450)	260 円／枚		2,600 円／組	
	不燃系資 源物用	小袋 (22.50)	50 円／枚		500 円／組	
		大袋 (450)	100 円／枚		1,000 円／組	
	可燃系資 源物用	紙袋	50 円／枚		500 円／組	
粗大ごみ処理券			200 円／枚	1 枚	200 円／枚	1 束 (100 枚／束)

4 取扱手数料について

市は取扱店に対し、取扱手数料として、業務委託手数料を支払う。業務委託手数料は以下のとおりとする。

取扱品目	業務委託手数料
家庭系廃棄物用指定収集袋	(販売額の 7.7%) + 消費税
事業系廃棄物用指定収集袋	(販売額の 9.6%) + 消費税
粗大ごみ処理券	(販売額の 9.6%) + 消費税

5 取扱店の責務

取扱店は市から交付された表示物を店頭に掲示するとともに、次に掲げる業務を遅滞なく行うこと。

(1) 指定袋等の販売

市民、事業者に対し、指定袋等を販売し、条例に基づきごみ処理手数料を領収すること。

・指定袋等の販売価格は、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（条例第 8 号）に基づき決められているため、値引き販売、景品等として、無料配布をしてはならない。

(2) 手数料の納入

市から送付された納入通知書に従い、速やかに市指定金融機関等に納入すること。

・指定袋等は買い取りとなり、取扱店は発注枚数に応じた手数料を納入すること。

(3) 指定袋等の発注事務及び在庫管理

市が委託した指定袋等保管・配送業者へ指定袋等を発注すること。配送された指定袋等は数量を確認し、受領書を配送業者に渡し、納品書を保管すること。また、発注は計画的に行い、在庫切れを起こさないよう適切に在庫管理をすること。

(4) 帳簿の保存

指定袋等に係る帳簿を備え付け、契約期間中及び契約期間満了の日の翌日から起算して 5 年間保存すること。

(5) 市の検査への協力

市が行う定期及び臨時の検査について協力すること。

6 取扱店の申込み

次に掲げる書類を市長に提出すること。ただし、第 1 項(2)に該当する団体については、市長が別に定めることとする。

(1) 三鷹市指定収集袋等取扱店新規申込書兼指定公金事務取扱者の指定に係る申出書（様式 1）

(2) 市区町村が発行する市区町村民税に関する納税証明書

※法人の場合は法人市民税、個人の場合は個人市民税についてのものを提出すること。

(3) 公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の業務実績を有していることを記載した書類

※過去に法人として同一業務における契約実績がある場合は省略可。

(4) 店舗所在地又は指定袋等を保管及び販売する場所の地図

(5) 店舗又は指定袋等を保管及び販売する場所の外観写真

7 取扱店の認定等

市は申込内容を審査し、取扱店として認定できる場合は、申込者に対し三鷹市指定収集袋等取扱店認定書（様式2）及び契約書類（一般廃棄物処理手数料収納業務委託契約書・事務説明書等）を送付する。審査の結果、認定できない場合は、その旨書面にて通知する。

また、市は取扱店を指定公金事務取扱者として、指定公金事務取扱者の指定通知書を交付し、店名と所在地等を告示する。

8 契約の更新

一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約は、単年度ごとの契約のため、毎年度契約書の締結及び指定公金事務取扱者の指定が必要である。対象店舗には市から次年度用書類を送付するので、書類に記載の期日までに所定の手続きを行うこと。

9 取扱店の認定等の変更及び廃止

取扱店としての認定内容に変更が生じた場合は、「三鷹市指定収集袋等取扱店変更届（様式3）」を提出すること。また、指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地の変更がある場合は、「指定公金事務取扱者の変更届出書（様式4）」も同時に提出すること。

廃業等の理由により、取扱店を廃止する場合は、速やかに「三鷹市指定収集袋等取扱店廃止届（様式5）」を提出すること。

10 取扱店の認定等の取り消し

取扱店が次に掲げるいずれかに該当した場合は、市は取扱店の認定及び指定公金事務取扱者の指定を取り消すことができる。

- (1) 小売店の場合は、店舗が閉店又は閉店と同様な店舗形態とみなされるとき。団体の場合は、販売活動ができない状態であるとみなされるとき。
- (2) 指定する期日までに一般廃棄物手数料を納付しなかったとき。
- (3) 市長が取扱店として、又は指定公金事務取扱者として不適当と認めたとき。

三鷹市指定収集袋等取扱店新規申込書兼指定公金事務取扱者の指定に係る申出書

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

申請者 住 所 _____
(申出者)
氏 名 _____
(法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

(1) 三鷹市指定収集袋等取扱店の認定を受けたいので、次のとおり申し込みます。
なお、本申込みに当たり、裏面の誓約事項を遵守することを誓います。

店舗(団体)名			
販売予定地※1	〒		
事業内容			
取扱品目※2	☐ 家庭系廃棄物用 ☐ 事業系廃棄物用 ☐ 粗大ごみ処理券		
指定収集袋の 取扱体制	取扱責任者	(役職)	(氏名)
	従業員数		
店舗連絡先	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
営業時間		休業日	
担当者		(担当者連絡先※3)	
備考※4			

※1 申請者の住所（主たる事務所の所在地）と異なる場合のみご記入ください。
※2 取扱品目について、市内店舗は全ての品目にチェックを入れてください。
※3 店舗連絡先と異なる場合にご記入ください。
※4 毎年の契約書や月々の納付書等の送付先を店舗以外に送付希望される場合は備考に詳細をご記入ください。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定公金事務取扱者の
指定を受けたいので、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第3
項の規定において準用する同条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

指定公金事務取扱者の指定を申し出る者の 名称（又は氏名）	
指定公金事務取扱者の指定を申し出る者の 主たる事務所の所在地（又は住所）	
指定公金事務取扱者の指定を申し出る公金 事務	三鷹市一般廃棄物処理手数料収納事務

添付書類

- (1) 市区町村が発行する市区町村民税に関する納税証明書（法人の場合は法人市民税、個人の場合は個人市民税についてのもの）
- (2) 公金の徴収若しくは収納又は支出の事務の業務実績を有していることを記載した書類（※過去に同一業務における契約実績があることを所管課が確認できる場合は省略可）
- (3) 店舗所在地又は指定袋等を保管及び販売する場所の地図
- (4) 店舗又は指定袋等を保管及び販売する場所の外観写真

誓約事項

- 1 三鷹市指定収集袋及び粗大ごみ処理券取扱店募集要項の内容を確認し、承諾する。
- 2 三鷹市指定収集袋及び粗大ごみ処理券取扱店の認定を受けた際には、販売・指定収集袋等の在庫管理・帳簿の管理・一般廃棄物処理手数料等の収納に係る業務について、継続的かつ適正に履行する。
- 3 三鷹市が行う定期及び臨時の検査について、常に協力し、対応する。
- 4 業務上知り得た秘密事項（個人情報を含む。）を第三者に漏らさない。
- 5 業務の遂行に当たり、関係法令を遵守する。

三鷹市指定収集袋等取扱店認定書

年 月 日

店舗(団体)名 _____
代 表 者 名 _____ 様

三鷹市長 氏 名 印

下記のとおり、貴店(団体)を三鷹市指定収集袋等取扱店として認定いたします。
記

1 取り扱う指定収集袋等

- ☐ 家庭系廃棄物指定収集袋
- ☐ 事業系一般廃棄物指定収集袋
- ☐ 粗大ごみ処理券

2 契約書の提出について

別紙契約書(2部)に必要事項を記入及び押印のうえ、1部に収入印紙を貼付及び消印を押下し、速やかに下記まで返送してください。

3 事務の流れ

別冊「三鷹市一般廃棄物処理手数料取扱マニュアル」を参照してください。

4 販売開始日

契約締結次第速やかに開始します。

5 その他

指定収集袋等作成業者の大倉工業株式会社から、別途、発注書と配送カレンダーを送付いたします。発注書が届いた後に、ご発注願います。

【問い合わせ先・返送先】

三鷹市生活環境部ごみ対策課

〒181-8555 三鷹市野崎一丁目1番1号

TEL0422-29-9613

三鷹市指定収集袋等取扱店変更届

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

【変更前の内容をお書きください】

住 所 _____

氏 名 _____

(法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者)

下記のとおり、三鷹市指定収集袋等取扱店申請内容を変更します。

※変更部分のみ記入してください。

店舗(団体)名			
販売予定地※1	〒		
事業内容			
取扱品目※2	☐ 家庭系廃棄物用 ☐ 事業系廃棄物用 ☐ 粗大ごみ処理券		
指定収集袋の 取扱体制	取扱責任者	(役職)	(氏名)
	従業員数		
店舗連絡先	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
営業時間		休業日	
担当者		(担当者連絡先※3)	
備考※4			

※1 申請者の住所(主たる事務所の所在地)と異なる場合のみご記入ください。

※2 取扱品目について、市内店舗は全ての品目にチェックを入れてください。

※3 店舗連絡先と異なる場合にご記入ください。

※4 毎年の契約書や月々の納付書等の送付先を店舗以外に送付希望される場合は備考に詳細ご記入ください。

指定公金事務取扱者の変更届出書

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

(変更前の内容をご記入ください)
届出者

住所 _____

氏名 _____

(法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者)

指定公金事務取扱者の申請に当たり提出した申出書の内容について、下記のとおり変更したいので、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の15第2項の規定において準用する同条第1項の規定により届け出ます。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

添付書類

(1) 変更内容のわかる公的証明書（例：登記事項証明書）（法人の場合。個人事業主の場合は不要）

三鷹市指定収集袋等取扱店廃止届

年 月 日

(あて先) 三鷹市長

住 所

氏 名

(法人においては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者)

店 舗 名

電話番号

三鷹市指定収集袋等取扱店を廃止したいので届け出ます。

記

1 廃止の理由

2 廃止する日

年 月 日

※本廃止届により、併せて指定公金事務取扱者の指定を廃止したい場合（法人として取扱店が全てなくなる場合、または個人事業主の場合）チェックをお願いいたします。

→ ☐